



高齢者が安心して暮ら

○特殊寝台の貸与

要介護2以上の方を介護する世帯で、介護保険の福祉用具貸与サービスを利用することが困難な世帯に手動の介護用ベッドを貸し出します。料金は無料です。

対象 65歳以上のひとり暮らし世帯・夫婦のみの世帯・高齢者のみの世帯、または、ねたきり老人のいる世帯。

○はいかい探知機の貸与

電話やインターネットを利用してその居場所を発見できるはいかい探知機を貸与します。貸与料金は基本料金は無料です。ただし、探索サービスを利用した際にかかる費用は本人の負担となります。

対象 はいかい高齢者を介護する家族など

○配食サービス

食生活の自立および見守りを支援するために、週3回(火・木・土)の昼食を配達します。費用は1食300円です。

対象 65歳以上のひとり暮らし老人など

○ガス漏れ警報器の設置

ガス漏れを感知したときにお知らせする器具を設置します。費用は無料です。

対象 65歳以上のひとり暮らしの方

○緊急通報システムの設置

急病などの緊急時に、ボタンを押すだけで消防署へ連絡できる緊急通報用電話機を設置します。設置費は無料です。ただし、回線使用料および通話料は本人の負担となります。

対象 65歳以上のひとり暮らしの方

○日常生活用具の給付

対象用具は、電磁調理器・自動消火器です。ただし、所得に応じて費用負担があります。

対象 65歳以上のひとり暮らしの方



特定高齢者への支援

要支援・要介護認定を受けるほどではないけれど体の機能が低下しつつある方を「特定高齢者」といいます。この特定高齢者を対象とした健康教室を開催しています。参加料は無料です。なお、特定高齢者の要件がありますので、詳しくは、長寿課へお問い合わせください。

①「はつらつ運動教室」
転倒や骨折を防止するための運動教室です。

②「すこやか栄養教室」
低栄養状態を改善し、健康的な毎日を過ごすための教室です。

③「お口いきいき教室」
口の中を清潔にし、飲み込む力や噛む力を鍛えるための教室です。

ここに掲載されている制度は、老人福祉制度の一部です。掲載内容以外でも、皆さんのお役に立てる制度がありますので、詳しくは長寿課へご相談ください。